



## 贈収賄および汚職防止に関するポリシー

新日本科学は、倫理綱領を制定し高い倫理観をもって、贈収賄・汚職行為に対していかなる違反も許さない姿勢で臨むことを宣言し、贈収賄・汚職は一切行わないこと、および自由で公正な競争を確保することを当社の役職員と業務委託先に求めます。

1. 事業を行うすべての国と地域において、ビジネスやビジネス上の優位性を得るために、直接または間接を問わず、公務や正式な決定事項に不適切な影響を与えることを目的とした、賄賂（金銭や経済的利益）の申し出、約束、提供またはその要求または受領することを禁止します。
2. 贈収賄・汚職行為が行われていないことを確認するため、第三者に対する支払いを含むあらゆる支出について、正確かつ適切に会計帳簿等に記録し、関連資料を保管します。
3. 政治献金や各種団体等への寄付などを行う際には、その根拠を明確にするとともに、公職選挙法および政治資金規正法などの関係法令を遵守し、正規の方法に則って行います。
4. 官公庁およびこれに類する公的団体の従業員（公務員等、外国公務員も含む）に対しては、官公庁などが定める国家公務員倫理法等の「倫理行動基準」に違反する内容の贈答や接待を行いません。公務員等からこれらを要求されたときは、断固としてこれを拒否します。
5. 取引先への接待・贈答を行う場合、過剰を避け、社会通念上妥当な範囲内で行います。また、事前に社内規程に従って承認を受け、当該接待・贈答に関する支払いを正確に記録し、関連資料を保管します。
6. 顧客や取引先などからの接待・贈答を受ける場合は、社会通念上妥当な範囲内のものであることを確認してこれに臨みます。
7. 新日本科学の役職員が本ポリシーに違反した場合、就業規則等に従い、厳正に処罰を行います。

以 上

2021年10月 制定